

○更新時講習実施要領の制定について(通達)

(平成 11 年 10 月 27 日岡運教第 135 号／岡運免第 129 号警察本部長例規)

改正 平成 14 年 5 月岡運教第 28 号

平成 23 年 9 月岡運免第 368 号

平成 25 年 11 月岡運免第 769 号・岡運管第 117 号 平成 26 年 5 月 29 日岡運免第 207 号

平成 27 年 5 月 25 日岡運免第 266 号

令和 4 年 10 月 24 日岡運免第 655 号

令和 5 年 2 月 3 日岡運免第 80 号

令和 5 年 2 月 10 日岡運管第 15 号

令和 7 年 3 月 19 日岡運免第 253 号

各部長・所属長

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する免許証の更新を受けようとする者等に対する講習(以下「講習」という。)については、更新時講習に関する規程(昭和 47 年岡山県公安委員会規程第 5 号。以下「規程」という。)、自動車等運転免許事務取扱要綱の制定について(通達)(平成 11 年 3 月 30 日岡運免第 47 号、岡運教第 35 号例規)、二輪、小型特殊及び原付免許所持者に対する更新時講習実施要領の制定について(昭和 51 年 1 月 21 日岡免一第 42 号例規)、高齢運転者に対する更新時講習実施要領の制定について(通達)(昭和 62 年 6 月 19 日岡免一第 243 号、岡防第 381 号例規)、優良運転者等に対する更新時講習実施要領の制定について(平成 6 年 5 月 9 日岡運教第 107 号例規)に基づき実施してきたところであるが、このたび法が一部改正され、法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号ロに該当する特定失効者についても更新時講習の受講が義務化されたことに伴い、別添のとおり更新時講習実施要領を制定し、平成 11 年 11 月 1 日から実施することとしたので、同講習が適正かつ円滑に行われるよう努められたい。

なお、二輪、小型特殊及び原付免許所持者に対する更新時講習実施要領の制定について(昭和 51 年 1 月 21 日岡免一第 42 号例規)、高齢運転者に対する更新時講習実施要領の制定について(通達)(昭和 62 年 6 月 19 日岡免一第 243 号、岡防第 381 号例規)及び優良運転者等に対する更新時講習実施要領の制定について(平成 6 年 5 月 9 日岡運教第 107 号例規)は廃止する。

別添 更新時講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)から委託を受けた者(以下「講習機関」という。)が更新時講習に関する規程(昭和 47 年岡山県公安委員会規程第 5 号。以下「規程」という。)に基づき講習を行うに際し、必要な事項を定める。

第 2 講習指導員

1 承認申請

規程第 6 条に規定する講習指導員(以下「講習指導員」という。)の承認を受けようとする者は、次の書類を添付して、講習指導員承認申請書(規程様式第 1 号)により申請しなければならない。

- (1) 履歴書(写真添付)
- (2) 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 5 号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第 30 条の 45 に規定する国籍等)を記載したものに限る。)
- (3) 運転免許証の写し又は個人番号をマスキングした免許情報記録個人番号カードの写し
- (4) 自動車安全運転センター法施行規則(昭和 50 年総理府令第 53 号)第 9 条に規定する運転記録証明書

2 審査の目的

講習指導員に対する審査は、自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって講習指導員に充てるために行うものとする。

3 審査方法

審査方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 書面審査
- (2) 筆記審査
- (3) 面接審査

4 審査基準及び合格基準

3(2)及び(3)の審査基準及び合格基準はそれぞれの区分に応じ次表のとおりとする。

区 分	審査項目	合格基準
筆記審査	1 安全運転に必要な交通法令に関する知識 2 安全運転に必要な一般的知識 3 その他講習指導員として必要な事項	80 パーセント以上の成績であること。
面接審査	1 運転者教育に関する基礎知識 2 人格、識見、経験及び教育能力 3 その他講習指導員として必要な事項	80 パーセント以上の成績であること。

5 審査の免除

次のいずれかに該当する者は、3(2)及び(3)の審査を免除することができるものとする。

- (1) 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に 1 年以上あった者
- (2) 道路の交通に関する法令の解釈又は運用に関する業務に 1 年以上従事した者

- (3) 講習指導員教養実施要領の制定について(通達)(平成3年2月21日岡運免第52号、岡運教第53号例規)別添に基づき実施される教養を終了した者
- (4) 公安委員会が(1)又は(2)と同等以上の知識、経験及び教育能力を有すると認める者

第3 講習施設

講習は、岡山県運転免許センター、倉敷運転免許更新センター、津山運転免許更新センター、警察署その他の警察施設又は講習に適した環境の施設を用いて行う。

第4 講習用教材

1 教本

教本は、原則として1冊とし、次の内容について正確にまとめられたもので、講習終了後に持ち帰って自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものを使用するものとする。

(1) 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

(2) 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車(ASV)、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

(3) 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」(エコドライブ普及連絡会策定)の内容を中心に解説すること。

(4) 危険予測

ア 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

イ 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が次にどのような行動をするかをその者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

ウ 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

(5) 年齢に応じた運転特性

ア 高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配慮すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

イ 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力(①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑)について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

ウ 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

エ 若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

(6) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取り組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

(7) 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

(8) 交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度(初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習)について、図表等を用いて解説すること。

(9) 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

(10) 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号）（第 2 章及び第 3 章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

(11) その他

ア 運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

イ 「安全運転 5 則」

以下の「安全運転 5 則」を記載すること。

- (ア) 安全速度を必ず守る
- (イ) カーブの手前でスピードを落とす
- (ウ) 交差点では必ず安全を確かめる
- (エ) 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- (オ) 飲酒運転は絶対にしない

2 地方版資料

地方版資料は、次に掲げる事項を内容とするものを使用するものとする。

- (1) 県内における道路交通の現状及び交通事故の実態
- (2) 車が故障した場合の措置及び連絡先等
- (3) 交通事故相談所一覧表
- (4) 各種運転免許関係手続の案内

3 視聴覚教材

受講場所、学級編成及び受講対象者等を考慮し、プロジェクタ等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ及び DVD プレーヤー等適切な視聴覚器材を整備するものとする。

第 5 学級の編成等

1 学級の編成

1 学級の編成は、講習の効果が上がるよう適正な人数で編成するものとする。

2 講習指導員の配置

1 学級につき講習指導員 1 人を配置し、また編成人数に応じて補助者を配置するものとする。

3 学級編成の推進

違反運転者講習については、高齢者、二輪運転者等受講者の態様に応じた特別学級の編成に努めるものとする。

第 6 講習実施方法

定時集合方式で実施するものとする。

第 7 講習の方法

講習は、別表に準拠し、交通実態に即して講習重点を選定するなど効果の上がる内容の講習指導案を作成して実施するものとする。特に、交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通情勢や制度改正等を踏まえ、取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。

また、講習の実施に当たっては、視聴覚教材を効果的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるものとする。

なお、高齢者学級などの特別学級を編成する場合には、受講者の態様に応じた内容の講習となるよう留意するものとする。

第8 講習の受講申請の受理及び実施計画等

1 講習の受講申請の受理

講習の受講申請の受理は、運転免許証等更新申請書又は運転免許申請書と同一の用紙を用いてするものとする。

2 実施計画等

講習の実施計画等は、自動車等運転免許事務取扱要綱の制定について(通達)(平成11年3月30日岡運免第47号、岡運教第35号例規)により行うものとする。

3 講習対象者の選別

講習対象者の選別は、警察庁から通報される資料に基づき行うものとする。

4 講習の終了証明

講習の終了証明は、原則として受講者に対する免許証の交付又は特定免許情報の記録をもって代えるものとする。

なお、受講者が特定失効者又は特定取消処分者である場合で免許証を当日交付できないとき又は特定免許情報を当日記録できないときは、終了証明書を発行するものとする。

第9 特別学級編成に当たっての留意事項

1 特別学級編成率の向上

特別学級の編成は、違反運転者講習について推進するものとし、更新期間が満了する日における年齢が65歳以上70歳未満の者についてはリフレッシュ講習等の高齢者学級を、主たる免許が大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊及び原付免許である者については二輪車学級をそれぞれ編成するよう努めるものとする。

なお、特別学級に係る講習の日時及びその方法等については、別に定める。

2 特別学級編成の重点

特別学級の編成は、高齢者による事故が増加していることから、高齢者学級を重点に進めること。

また、初回更新者講習においては、二輪車学級の編成を重点に進めること。

3 講習効果の向上

特別学級においては、教本や視聴覚教材等を効果的に活用するほか、受講対象者の交通事故実態、運転特性等について重点的に取り上げるなどして、講習効果を高めるものとする。

第 10 運転適性及び技能についての診断と指導の留意事項

一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習における運転適性及び技能についての診断及び指導の留意事項は次のとおりとする。

1 検査用紙使用による診断及び指導

運転適性診断と指導(検査用紙使用)は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問(二者択一式、30 問程度)及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えるものとする。

なお、高齢者学級においては、これに代えて、加齢に伴い低下する記憶力・判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより記憶力・判断力を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることができる。

2 器材使用による診断と指導

(1) 運転適性診断及び指導(検査機器使用)、安全運転態度の診断及び指導又は運転技能の診断及び指導において使用する器材は次のとおりとし、これらを単独又は組み合わせることで活用することにより、参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

- ア 視覚刺激反応検査器材
- イ 動体視力検査器
- ウ 夜間視力検査器
- エ 診断用模擬運転装置
- オ 運転シミュレーター
- カ 自動車等

(2) 器材を使用した診断及び指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別に安全運転の指導を行うものとする。

第 11 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

特定失効者及び特定取消処分者から問い合わせ等があった場合には、次の事項に留意し、誤りのないように対応すること。

- 1 更新時講習又は高齢者講習の受講区分は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢により判断されること。
- 2 更新時講習の受講は、免許申請書を提出した日前 1 年以内とされていること。

第 12 特定任意講習受講者に対する取扱い

次に掲げる者にあつては、改めて更新時講習を受けることを要しないことから、特定任意講習の受講日、生年月日等を確認するなど、誤りのないように対応すること。

1 更新期間が満了する日における年齢が 70 歳未満の者で、更新申請書を提出する日前 6 月以内に特定任意講習を受講しているもの

2 免許申請書を提出する日における年齢が 70 歳未満の者で、同日前 1 年以内に特定任意講習を受講している特定失効者又は特定取消処分者

別表

更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10 分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
			○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 今後における無事故・無違反及び安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の	10 分

			責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(5) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(6) 負傷者の救護措置		○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	10分
講習時間合計				30分

2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
	(2) 交通事故の特徴		○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	10分
	(2) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
	(3) シートベルト、ヘルメットの着用		○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(4) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。	

			加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(5) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(6) 負傷者の救護措置		○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	20分
	(2) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導	講義 運転適性検査用紙等	○ 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	20分
	(2) まとめ		○ 診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	
講習時間合計				60分

3 違反運転者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について事故事例と併せて説明する。	

2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	10分
	(2) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
	(3) シートベルト、ヘルメットの着用		○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(4) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(5) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(6) 負傷者の救護措置		○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	40分
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
	(3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分
	(2) 運転適		○ 運転適性検査器材により実施し、	

	性検査器材の使用による診断と指導	自動車、視聴覚教材等	診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	
	(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導		○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
	(4) 実車による診断と指導		○ 実車を運転させ、指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
講習時間合計				120分

※ 講習科目の4の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

4 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
	(2) 交通事故の特徴		○ 地域における事故多発路線、時間帯等と運転経験の浅い運転者による事故類型、原因等について事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ		○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	10分
	(2) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
	(3) シートベルト、ヘル		○ シートベルト及びヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例	

	メットの着用		等を用いて説明し、着用在習慣づけられるよう指導する。	
	(4) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(5) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(6) 負傷者の救護措置		○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		○ 運転経験の浅い運転者向けの DVD 等の視聴覚教材を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	40 分
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
	(3) 危険予測と回避方法等		○ DVD 等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。 ○ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60 分
	(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導		○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	
	(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導		○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
	(4) 実車による診断と指導		○ 実車を運転させ、指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づい	

			て指導を行う。	
講習時間合計				12 0 分

※ 講習科目の４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。